

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	12	府省庁名 総務省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。</p> <p>・特例措置の内容 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税法人税割及び事業税についても同様の効果を適用する。（国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	(▲11,700) —	[平年度] — (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小企業は、地域経済活性化の中心的役割を担う存在であるとの認識の下、今般の、短期間での消費税率の二段階の引上げが行われる中で中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 中小企業の経理面の人員は少数であることが多いが、近時の不景気の中、大幅なコスト削減を迫られ経理人員は更に減少する傾向にあり、経理担当者一人当たりの事務負担は重い状況にある。</p> <p><中小企業における経理人数> 平成 20 年：約 2.7 人→平成 24 年：約 1.6 人 (▲1.1 人)</p> <p>(出典) 平成 20 年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」、平成 24 年「中小企業税制アンケート」（中小企業庁）より算出。</p> <p>こうした中で、中小企業におけるパソコン利用割合は上昇傾向にあることから本特例措置による一定の効果が見られているものの、設備投資が抑制されている中で、中小企業全体で見れば、パソコン等の導入が十分とは言いきれない。</p> <p><中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主 平成 24 年：30.9% (対前年比+2.7 ポイント) ・法人 平成 24 年：76.4% (対前々年比+8.2 ポイント) <p>(出典) 個人事業主：平成 23、24 年「個人企業経済調査」（総務省）</p>		
		ページ	12-1

	<p>法人：平成 22、24 年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）（平成 23 年は未実施）</p> <p>そのため、本措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>該当なし</p>
<p>ページ</p>	<p>12-2</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画（平成24年総務省訓令第17号）】 V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進
	政策の達成目標	中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業（従業員数20名未満の企業での経理人員は1.4人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20名未満の企業を小規模企業とする。）をメルクマールとして、個人事業主に関しては、平成28年度に実施する「個人企業経済調査」（総務省）での従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成28年度に実施する中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで（2年間）
	同上の期間中の達成目標	本税制措置の適用期間中における従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割、及び従業員数20名未満の企業におけるパソコン利用割合9割への到達を目指す。
有効性	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主（従業員数20名未満） 平成19年 23.5% 平成20年 28.5% 平成21年 26.8% 平成22年 27.6% 平成23年 28.1% 平成24年 30.8% ・法人（従業員数20名未満） 平成20年 75.1% 平成21年 72.8% 平成22年 64.9% 平成24年 70.0% <p>※法人の平成23年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」は未実施。</p>
	要望の措置の適用見込み	（適用期間内における適用事業者数） 平成26年度 488,274社（法人）、136,244者（個人） 平成27年度 488,274社（法人）、136,244者（個人）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本措置により、中小企業におけるパソコンの利用割合は上昇しており、中小企業における事務負担軽減、事業効率の向上等が図られている。</p> <p><中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主 平成24年：30.9%（対前年比+2.7ポイント） ・法人 平成24年：76.4%（対前々年比+8.2ポイント） <p>（出典）個人事業主：平成23、24年「個人企業経済調査」（総務省） 法人：平成22、24年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）</p>

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	該当なし	
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	該当なし	
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係		
	要望の措置の 妥当性	<p>経理人員が減少傾向にある中で、経理担当者1人当たりの事務負担が重い状況にある中小企業の実情を踏まえれば、少額減価償却資産の即時損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等、中小企業の実態に即した効果が得られることから、措置として妥当である。</p>	
		ページ	12-4

税負担軽減措置等の適用実績	○少額減価償却資産の特例の利用業種								
	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業			
	割合(%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2			
	業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他				
割合(%)	6.0	4.8	32.5	4.5					
(出典) 「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」									
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	影響額	道府県民税	3,521,128 千円	事業税	11,322,770 千円	市町村民税	8,661,977 千円	地方法人特別税	9,171,443 千円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>本措置は、少額減価償却資産の即時損金算入を認めることによる事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本措置創設以降、例えば、従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合は着実に上昇している。</p> <p>パソコン利用割合推移（従業員数 20 名未満の個人事業主） 平成 15 年（措置創設時） 19.6% 平成 24 年 30.8% (出典) 平成 24 年「個人企業経済調査」（総務省）</p>								
前回要望時の達成目標	<p>中小企業全体の事務処理能力の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主においては、平成 24 年に実施する「個人企業経済調査」（総務省）における雇用が 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 5 割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成 24 年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）において、従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合が、20 名以上の企業の水準である 9 割 への到達を目指す。</p>								
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>中小企業におけるパソコン利用状況は、前回要望時と比べ一定の改善が見られるも、中小企業では、業績見通しが十分に立たない中で、全体として設備投資が抑制されていることから、目標達成には至っていない。</p> <p>【従業員 20 名未満の企業におけるパソコン利用状況】 ・個人事業主 平成 24 年：30.8%（対前年比+2.7 ポイント） ・法人 平成 24 年：70.0%（対前々年比+5.1 ポイント） (出典) 個人事業主：平成 23、24 年「個人企業経済調査」（総務省） 法人：平成 22、24 年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）（平成 23 年は未実施）</p>								
				ページ	12-5				

これまでの要望経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長 (平成 20 年 3 月までの適用期間の延長) 平成 20 年度 2 年間の延長 (平成 22 年 3 月までの適用期間の延長) 平成 22 年度 2 年間の延長 (平成 24 年 3 月までの適用期間の延長) 平成 24 年度 2 年間の延長 (平成 26 年 3 月までの適用期間の延長)
ページ	12-6